

届出をすることができる人

- 18歳以上であること
- 一方または双方が市内に住所を有している、または14日以内に転入予定であること
- 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいないこと
- 届出者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- 届出者同士の関係が、近親者（※1）でないこと

※1 直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族等、民法第734条から第736条までの規定により、婚姻をすることができないとされている関係をいいます。ただし、お二人の関係が養子縁組をしている、またはしていたことによりこれらの関係にある場合は届出可能です。



手続きの流れ

①必要書類を揃えて届け出る

受領証等を受け取りたい日の原則5日前までに必要書類を市民生活課に持参、または郵送で提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

住所：〒896-8601 いちき串木野市昭和通 133-1

Eメール：shimin2@city.ichikikushikino.lg.jp

電話：0996-33-5612（市民生活課直通）

※電話の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。

②届出の受理

届出書類を確認し不備・不足がなければ届出を受理します。

③受領証等の受け取り日を予約する

届出受領証等の受け取り日時を調整します。
郵送の場合は市民生活課よりご連絡します。

④受領証等を受け取る

予約した日時に本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人揃ってお越しください。

いちき串木野市パートナーシップ制度

検索

ホームページにはこちらからアクセスできます➡



Q&A

Q：制度利用にあたり、プライバシーは守られますか？

A：ご希望があれば、会議室を準備いたします。また、提出いただく書類や記載されている内容等の個人情報等については、本人の同意なく外部に情報提供することはありません。

Q：受領証等にはどのような効果や使い道がありますか？

A：受領証等は権利の発生や義務を生じるものではなく、法的な効力はありませんが、既に民間事業者で実施されているサービスを受ける場合等に活用できることがあります。なお、いちき串木野市で受けられる行政サービスは市営住宅の入居申し込みや、定住促進補助金などがあります。

Q：パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか？

A：受領書等を返還していただきます。

ALLY
Ichikikushikino



ALLY(アライ)とは、LGBTQ+をはじめとする性的マイノリティのことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のこと